

学校感染症による出席停止について

令和元年11月
和歌山県立和歌山工業高等学校定時制

下記の病気は学校感染症といわれ出席停止となります

これらの感染症にかかったら学校に届けを出して主治医の許可が出るまで家庭で安静にしてください。これは、法律で定められた「出席停止」で欠席扱いにはなりません。

学校には「学校感染症証明書」が必要です。主治医による許可を得てから登校してください。

ただし、インフルエンザ（特定鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザを除く）の場合には「インフルエンザ罹患申出書」に受診証明書（診療報酬領収書及び処方薬説明書）の写しを添えて提出することで登校できます。（「学校感染症証明書」の提出は不要です。）

記

第1種 学校感染症（治癒するまで）

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ

第2種 学校感染症

（学校保健安全法施行規則19条の2に第2種学校感染症について、出席停止の期間の基準はあるが、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときはこのかぎりではない）

感染症の種類	出席停止の期間の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで

第3種 学校感染症（病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまでとする）

コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（ウイルス性肝炎、ヘルパンギーナ、感染性胃腸炎）

* 感染性胃腸炎については、原因がノロウイルスということが明らかで重症の場合や、集団感染の場合等は出席停止の対象となることから、考えられるので、学校医や教育委員会と相談することになります。